

陳 情 文 書 表

受理番号	30第18号	受理年月日	平成30年11月14日
陳 情 者			
件 名	憲法9条改正の発議は行わないよう国会に求める意見書の採択に関する陳情		

【陳情の趣旨】

- 1 私たち市民は、安倍首相による日本国憲法改定の動きが強まる中で「憲法第9条を変えないで下さい」及び「憲法の平和主義・基本的人権の尊重・国民主権という基本原理、民主主義が生かされる政治を実現して下さい」というささやかな要望を掲げて、全国で署名行動を行っております。

戦後70年以上にわたって、日本が海外で戦争をしてこなかったのは憲法第9条の存在と市民のねばり強い運動でした。いま、9条を変えたり、緊急事態条項など新たな文言を付け加えたりする必要はまったくありません。

どの世論調査を見ても、自民党の改憲案を秋の臨時国会に提起することに対して国民の多数が反対しています。国民が望んでもいないのに、権力を握る政権・与党が自らへの制約を取り払う改憲議論を強引に推し進めることは、それ自体が立憲主義の乱暴な否定であり、許されるものではありません。

- 2 安倍首相は、10月24日の所信表明演説において「憲法審査会において政党が具体的な改正案を示すことで国民の理解を深める」と述べ、立法府である国会に対して改憲論議を促す姿勢を示しました。これに先立つ9月には、自衛隊高級幹部会同における訓示で改憲への意欲を示し、また10月には自衛隊の観閲式において「9条に自衛隊を書き込む」「自衛隊員が誇りを持って任務を全うできるようにする」などと述べました。

これらの首相発言は、憲法99条が規定する総理大臣を始めとする閣僚の「憲法尊重擁護義務」に明確に違反しています。また、憲法の基本原理である三権分立や平和主義、立憲主義を踏みにじるものです。

これらの発言に対しては、与党内からも「首相が（そんなことを）国会に対して言っているのか。内閣に決定権はない。首相に焦燥感がある」（10月25日、伊吹文明元衆議院議長）、「憲法について政府は発議権を持っていないし、憲法尊重擁護義務を負っている」（10月31日、公明党山口那津男氏）、「憲法の原則は権力を縛るものであり最大の権力者である安倍晋三首相が改憲の方向を示すのは矛盾している」（11月1日、船田元自民党憲法改正推進本部顧問）との批判的な発言が相次いでいます。安倍首相に憲法を云々する資格はありません。

国会答弁において、一度ならず二度までも「私は立法府の長」と発言した安倍首相は、現行の日本国憲法及びその基本原理を理解していないのではないかとの疑念を抱かざるを得ません。国民の多くが「憲法改正には賛成だが、安倍政権の下では議論したくない」と思っており、安倍内閣不支持の理由のトップは「安倍首相が信頼できない」ところにあります。

こうした政治状況の下では、国のあり方や将来の国の形を規定することになる憲法改正の議論はふさわしくありません。

- 3 安倍首相は、「9条に自衛隊を明記する」だけであり、「自衛隊の権限・任務は変わらない」と言いました。明記するだけで何も変わらないのであれば、いま憲法9条を改正する必要も理由もなくなります。

しかし、私たちは安倍首相のウソに騙されません。ひとたび憲法に自衛隊を明記すれば、戦力保持を禁止した9条2項は空文化し、「後法は前法に優先する」という法理の下で自衛隊の軍事力行使の制約がなくなり、海外での武力行使が無制限になってしまいます。

また、これまで自衛隊は、上位法であり最高法規の憲法に規定がないため、下位法の防衛省設置法及び自衛隊法で運用されてきました。その法的関係に齟齬が生じ、下位法は一から見直さざるを得なくなります。それだけでなく、2015年9月の集団的自衛権行使容認の閣議決定を含む安保関連法、さらにその下敷きにした72年の政府見解及び84年政府答弁書による自衛権行使の三要件と専守防衛方針も見直しが不可避になります。

現に、集団的自衛権行使容認の閣議決定を含む安保法制の制定によって、在日米軍と自衛隊の共同訓練は質量ともに強化され、合同指揮所が設置されています。いつでも米軍とともに「海外で戦争ができる体制」が構築されつつあり、そのための軍備増強も計られつつあります。

こうした動きを強めながら、「自衛隊の権限・任務は変わらない」と首相自ら言い放つやり方は国民を欺くものであり看過できません。

- 4 いま、朝鮮半島では3回に及ぶ南北首脳会談や初の米朝首脳会談が行われ、対決から対話への歴史的な転換により戦争の脅威から平和への大きな歩みが始まりつつあります。

これまで安倍首相が推し進めてきた集団的自衛権行使容認と安保法制、秘密保護法、共謀罪法の強行や憲法9条改定の口実にしてきたのが「北朝鮮脅威論」でした。いま、その根拠が大きく変わろうとしています。

また、昨年7月7日には国連において「核兵器禁止条約」が採択され、これまで19カ国で批准されています。これらの動きの根底にあるのは戦争に反対し、平和を願う世界各国の民衆の力です。

私たちは、こうした平和を求める世界の動きに学び、目黒においても憲法を守り暮らしに活かす取り組みを多くの区民と共同で作らば、国民の意思が反映する政治や平和な日本の実現を求めています。

いまこそ、「平和都市宣言」を内外に発信した目黒区はその精神を発揮するために憲法9条改正の発議は行わないよう立法府である国会に意見を言うべき時であると考えます。

つきましては、貴議会において国会に向けた意見書を採択していただきたく、お願い申し上げます。

【陳情事項】

安倍首相による憲法9条改正の発議は行わないよう国会に求める意見書を採択していただきたい。